

制定方針について

1 方針

- (1) 子どもが理解しやすく、自らが主体的に取り組めるもの
- (2) 子どもが未来に夢や希望をもつことができるもの
- (3) 大人と子どもが共に実践できるもの
- (4) 他人や自然，社会など，他とのかかわりを十分盛り込んだもの
- (5) 幼児期から青年初期までを包括する幅広いもの
- (6) 本市の歴史や地域性などにに基づき，宇都宮市民としての誇りをもてるもの

2 内容

- (1) あいさつなど心を通わせる力（他への思いやり）
- (2) ルールやマナーの定着（社会のきまりを守る心）
- (3) 地域を愛する心（他への思いやり）
- (4) 目標実現に向けて粘り強く取り組む姿勢（がまんする心）

3 形式

- (1) 趣旨や地域の特色などを説明する前文の設置
- (2) 市民が記憶に残る3～5つ程度の項目設定

① 前文の設定

ア 考え方

「本市の歴史や地域性などにに基づき，宇都宮市民としての誇りをもてる内容」との方針を基に前文を設定

イ 内容

制定の基本方針から，次のような内容によって構成

- ・宇都宮の歴史に対する意識の高揚
- ・昔からの「宮っ子」が大切した行動や徳目の認識
- ・「宮っ子の誓い」の目的や唱和の意欲の高揚

② 本文（具体的内容）

ア 考え方

- ・「子どもが理解しやすく，自らが主体的に取り組めるもの」「大人と子どもが共に実践できるもの」「市民全員が親しめ，子どもにわかりやすい表現」などを基本に制定
- ・本市人づくりの指針「宮っこ未来ビジョン」のライフステージ別行動目標を基礎として制定

4 表現

- (1) 市民全員が親しめ，子どもにわかりやすい表現
- (2) 子ども自身が行動をイメージでき，自身で評価できる表現